

< 経営セーフティ共済を解約される前に >

独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）にご加入いただいてから、現在ご都合により任意解約を検討されている契約者の皆様に、事前にご留意いただきたい事項について、ご案内申し上げます。

1. 解約手当金に関して

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます（掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります）。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に下表の率を乗じて得た額となります（掛金納付月数が40か月未満の場合は、元本割れになります）。

税法上、法人の場合は、解約した時点での益金の額、また個人の場合は、事業所得の収入金額に算入することになります。

共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給されます。

掛金納付月数	任意解約
1 か月～11 か月	0 %
12 か月～23 か月	80 %
24 か月～29 か月	85 %
30 か月～35 か月	90 %
36 か月～39 か月	95 %
40 か月以上	100 %

2. 再加入に関して

租税特別措置法の改正により、令和6年10月1日以降に共済契約を解除し、再度共済契約を締結（再加入）した場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費（個人の場合）または損金（法人の場合）の額に算入できなくなりました。

※上記１．及び２．にご留意いただいたうえで、任意解約される場合、解約手当金の請求手続きは、「解約手当金請求書（様式 401）」に必要事項を記入し、以前に加入申込み手続きをされた取扱機関にご提出ください。

その際の添付書類は、

- ① **共済契約締結証書**（掛金月額等を変更されている場合、変更後の最新の共済契約締結証書のみ有効です。）

注）共済契約締結証書を紛失した場合は、解約手当金請求書に実印を押印し、印鑑証明書（交付後３か月以内の原本）を添付してください。

- ② **受取口座確認書類**（例：通帳表紙及び表紙裏面の写し等）

注）農協、労働金庫、ネット専門銀行（楽天銀行、GMO あおぞらネット銀行を除く）の口座には送金することができませんので、別の金融機関の口座でお受け取りください。

- ◎ 制度やお手続きの詳しい内容につきましては、中小機構のホームページをご覧ください。⇒

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/tkyosai/index.html>

共済サポート navi

大和商工会議所 経営支援チーム

TEL 046-263-9112